

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年1月11日（水）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田 竜二 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築住宅課主幹	和田 清仁 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君	建築住宅課住宅G主査	井之上 誠 君
上下水道部長	浮邊 文弘 君	水道工務課長	上小園 伸一 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	水道工務課工務第2G主査	荻原 正徳 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

市営住宅の管理について

シールド工法について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時58分」

### ○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[[異議なし] という声あり]

それではそのようにさせていただきます。それでは現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時00分」

「再開 午後 3時20分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。シールド工法について執行部の説明を求めます。

○水道工務課長（上小園伸一君）

午前中お配りしました資料をもとに説明します。1枚目で事業の概要ということで、シールド工事業の概要について資料をもとに、少し説明をさせていただきたいと思います。この工事業の目的といたしましては、地震等の災害が起きたときに飲料水の確保や早期復旧体制を確立し、水を安定的に供給するために老朽化した水道管を地震に強い管へ取り替えることを目的に工事を進めているところでございます。工事名といたしましては、台明寺配水区（中央から清水地区）基幹管路φ700シールド工事であります。施行者は、浅沼ヤマグチ末重特定建設工事共同企業体。工期が令和3年10月19日から令和6年11月29日までとなっております。工事内容といたしましては、泥土圧式ミニシールド工法（φ1000ミリ）1,648m、配管工PN管φ700ミリ1,642m、立坑築造工4か所、地盤改良工一式、付帯工一式となっております。請負金額につきましては、15億5,884万3,000円となっております。次に、工事の位置についてですが、現場のほうを見ていただきました発進立坑から南下をいたしまして、県道60号国分霧島線を第一工科大前を通過いたしまして、右に右折をしますと国分中央高校。左折をしますと国分高校の交差点にありますセブンイレブンの交差点までが工事区間となっております。2ページ目以降につきましては、シールド工法の工法の中身でありましたり、工法の特徴でありましたり、セグメントについてでありましたり、現地のほうで説明をさせていただいたものと重複するものと思っております。3枚目につきましては現場を見ていただいたところになります。以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

工事費が15億になりましたということをおっしゃいましたけれども、これは水道局は全部、一応支払う形になっているんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

補助事業等は入っておりません。単独事業になります。

○委員（植山太介君）

張り替え工事というものは、今後ここが済んだら、またいろいろな場所が予想されてくると思うのですが、こういったシールド工法というのが今後主流になってくるのか、これが特別、今

回が特別な条件下にあったからこのシールド工法を採用されたのか。ちょっとそこら辺の説明をお願いします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今、委員が言われたとおりに、特殊な事情がございます。今県道の中に既設管があったり、NTTの回線があったりというようなことでどうしても開削をしてしまうと全面通行止めになってしまうというような特殊な事情がございましたので、この工法を採用したところでございます。今後も同じような状況が出てきた場合には、この工法を採用することもあるというふうには考えております。

○委員（下深迫孝二君）

配管が40年ぐらいでやりかえなきゃいけないんだというふうに水道局からは、説明を受けるわけですけども。それ以上たってるところがどのぐらいの距離があるのか。

○委員長（木野田誠君）

今分かりますか。後でいいですか。

○委員（下深迫孝二君）

何を言いたいかという、その距離の中でですね、40年を超えてる所で、シールド工法みたいなものを適用しなきゃならないのがどのくらいその道路でもあるのかということを知りたいんですけど、分からなければいいですよ。

○委員長（木野田誠君）

今の、問いに答えはできますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

シールド工法の採択というのは先ほど申し上げましたように、事情があつてというようなことになります。通常であれば開削工法で、通常の工法を取り入れた形での耐震化というような形になっていくものと考えております。

○委員（池田綱雄君）

シールド工法というのはこの位置図に書いてある1,648メートルですかね。ここをまず、ああいう管ででき上がったときに、現在入ってる鑄鉄管600ミリ、ダクタイル鑄鉄管が入ってるんですけど、これと繋ぐ訳ですよ。そうしたときに、あちこち分岐してるんですけど、それもうまく、私が何言いたいかという、今は、路面下1m200、上限がそれで入ってきてるからうまくいくけど、6mとか7m底を走ってるんだけどうまく取り込めるわけですか。

○水道工務課工務第2グループ主査（荻原正徳君）

2ページ目の工事位置図にございます。発進立坑、ナンバー1立坑、ナンバー2立坑、到達立坑、それぞれ発進立坑が今朝見ていただいたところと、ナンバー1が浜田皮膚科前の交差点。ナンバー2が第一工科大前の交差点。到達立坑のところはセブンイレブン前なんですけれども、セブンイレブン前まで新設の基幹管路が下流域から現在整備が進んで、既設の600ミリと新しい新設管路は、国

分中央高校側へ、今このシビックセンター前を通過するという管に接続は切替えが終わっております。この立坑をそれぞれ造ったのは、このナンバー2のところでは、市民プール側への400ミリという大きな管があるのでそこに接続をするために立坑を築造しました。ナンバー1立坑というのが、県道国分霧島線沿いの上流側、重久方面に300ミリというのと、国分清水保育園側へ150ミリから200ミリという配水管がありますので、それに接続するために中間立坑を設けております。既設の600ミリは、将来的には廃止する予定で主要な分岐は取り直しを行って、最終的には既設の600ミリを廃止する計画で今現在整備を進めております。

○委員（池田綱雄君）

今回、600ミリですか、シールド管を入れるんですが。その中の本管というのは、現在の本管は600ミリですよ。何百ミリが入る予定ですか。

○水道工務課工務第2グループ主査（萩原正徳君）

現在、台明寺配水区からお配りしている基幹管路、一番大きいものが600ミリです。今回、1,000ミリのさや管を敷設しまして、その中に3口径下の700ミリという管を今回入れます。これが700ミリというのを選択した背景が、1,000ミリのシールドをさや管としまして、その中に700ミリのPM管というのが内側から配管をする。配管の関係で人が入れる最低口径というのが700ということで700ミリを採用しました。

○委員（池田綱雄君）

600とか700から個人の家に引っ張るわけいけませんから、その横に副管というのを恐らく入れると思うんですが、そういうのはあの管の中に入れるんですか。今回、シールド工法でくりぬいた管の中に副管はずっと平行して入れるものかそこにはどうなんですか。

○水道工務課工務第2グループ主査（萩原正徳君）

副管ですけれども、今のこのシールドでは、シールド工法では、1,000ミリのさや管の中に700ミリの管を通しまして、主要な分岐で大きな管に接続をかけます。副管については、現在国分霧島線沿いに設置されております200ミリの配管をそのまま使う予定でございます。

○委員（徳田修和君）

今回700ミリの管にするということで、それが耐震型水道管ということだそうですが。これは従来の水道管とどう違ってくるのか。そして今後、交換されていくものは全て耐震型水道管に変えていくというような考え方で理解してよろしいのでしょうか。

○水道工務課工務第2グループ主査（萩原正徳君）

今回布設しますPN型700ミリというのが、これは内面から配管ができるということで、PN型という配管で耐震継ぎ手となっております。これが今現在敷設しております鋳鉄管、PN管これが内側から配管をするものなんですけれども、NS型とかGX型とかそういうのは耐震管ということで、くさび型構造、継ぎ手がいろいろな地盤変動に追従して、絶対に抜けないという構造のもとで作られて、全国的に施設されてる管でございます。そのほかの小口径管についてもHPPEという高密

度ポリエチレン管、これが継手自体がちゃんと一体型になって、これも地震の変動に追従するということでその管に更新を今現在進めております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時34分」

「再開 午後 3時35分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。市営住宅の管理について執行部の説明を求めます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今市営住宅では、長寿命化計画を立てて管理戸数の適正化を進めながら改修工事を行っているところです。先ほど御手元に配付しました資料につきましては、指定管理者から毎月出てくる月報の一部であります。それ以外に修繕をした箇所の写真等も付いて出てきますけどそこはちょっと抜粋させていただいています。毎月市営住宅、指定管理のほうからこのような月報が上がってきまして、これについて我々のほうと対面で話をしまして、我々のほうからの意見、向こうからの話を共有するためにも向こうからの修繕をしまして、どこをどうしましたというのを受けまして、こちらのほうからもこうしたほうがいい、ああしたほうがいいという話をしているところです。これを毎月10日前後に行っておりまして、お互いの情報共有と我々の指導、向こうからの要望というのを聞いているところであります。あと今日見ていただきまして空き家が多かったり、改修の足りないところがあったりというところはありますけれども、基本的に住宅使用料という予算の中で改修を行っておりまして、その予算をどのように使っていくかというところがポイントとなってきたと思います。だんだん住宅使用料が減ってきている中、どこを選択してどこにお金をかけていくのかというところが今後の課題になっていくと思います。

○委員長（木野田誠君）

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

ただやっぱり市営住宅を回ってみて、川内団地それと霧島の市営住宅、やっぱり草刈りもしてなくて非常に見苦しい状況だったということを感じました。そしてまた霧島については、特に杉が、隣の民間の所有なんでしょうけれども、何とか住んでる人たちのためにもですね、あそこ伐採できるような努力もしてもらわなきゃいけないのじゃないかと、林務あたりと協議をしながら切った木を買ってくれるところあるわけですから、やっぱりもう随分前に相談したけど駄目だったということでそれを引きずってもらっては困るわけです。やはり前向きにやはりとらえてやっていただかないですね。川内団地にしても、まだまだ高木などもそのままですし、草もをほこっている。だから一

部野菜が植えていたところもありましたけど、ああいう形で提供してもいいのではないのかと個人的に私は思ったんですがそこら辺はどのように、

○建築住宅課長（侍園賢二君）

霧島の梅之木住宅の前の木の件からお話をさせていただきます。以前、あの木が、造った頃はまだ低くて、だんだん高くなってということで、非常に日が当たらない状態になっているということで、以前交渉した経緯はあるんですけども。今お話があったように再度交渉して、木を切っただけなのか、またこちらが補償という形で切るのか、その辺はちょっと交渉してみたいと考えております。川内団地につきましては、先日の12月議会の後、団地の自治会長さんを含めて役員の方に話をしまして、向こうがどういう形でしてほしいのかという意向を今聞いているところです。我々としては中高木、特に駐車場と建物にあった木が非常に大きくなっていますので、あれをどの程度切れるのか、もう根本から切っていいのか、それへんはちょっと、自治会と話をしないといけないのでやっていきたいと考えています。

○委員（徳田修和君）

川内団地ですか、一部畑になってたようですが。目的外利用じゃないですけど、というような利用のされ方をしているところが見せていただいた団地以外にも幾つかあるものなのか。あそこが特別だったのか。その確認を。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

野菜を作っているということに関しましては、基本的には許可をしていないところですので、ただ場所は把握はしていないんですが、まだほかにも数箇所あると考えています。

○委員（植山太介君）

今いただきましたこの管理業務表を見ますと、後ろの苦情等のところなんですけど、ウサギを飼っている方がいると。あと、犬を飼っている方がいるというような苦情が来ておりますが。ちなみに市営住宅の中で動物を飼うことができる住宅というのは、戸建てがあつたりもしますけど、そこら辺の条件というか、枠を教えていただければと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市営住宅につきましては、戸建てとか、中耐、いろいろありますけれども、動物を飼うということとは禁止されております。したがってこういう形で出てきていますので、この点については当事者と会って話をしたりするんですが否定をされたり、預かってるだけだということでもあつたりしますし、事実を認められているところもあります。そういうところに関してはこちらから、ぜひ、手放してほしいという話はするんですけども、なかなか選択肢としては手放すか退去するかというところになりまして。過去に私が課長になってから、退去していただいた例もあります。もうどうしても、周りの方との動物そのものはかわいそうだとかいろいろ言われる方はいらっしゃるんですけども、それを好まない方もいらっしゃるし、ルールはルールですので、そういう形で退去していただいた例もありますので、どちらかの選択を今後していただくという形になると思いま

す。

○委員（植山太介君）

例えば、入居がどんどん減ってきていると。逆にこの市営団地だったら動物を飼うことも許可される、通常は原状回復で出ていってもらわなければならないので、そういう考えとかそういった意見が出たりとかいうことは何かないんでしょうか今まで。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今マンションなどで飼えたり、民間賃貸住宅でも飼える住宅というのがありまして、そういう形での検討もちょっとしてみたところではあるんですが、動物を飼った場合に、臭いというのがやはりつきまして、クロスを替えるたりする費用も、傷んでいなくても臭いがついていたりすればクロスを替えないといけないとなると、やはりそこで他の人より多くの費用は発生するのかなという点と、どうしても嫌いな人にとっては臭いがとれなくて、犬猫を飼っていた後に入居する方がどうしてもやはり嫌がることもあるものですから。今現在ペットと同居を可能にするということは考えていないところです。

○委員（久木田大和君）

先日の一般質問の中でも提案があったと思うんですけど、霧島梅之木団地だったら、永水小学校の山村留学のために活用、利用世帯のために用意をしているということだったんですけど。利用可能な形の枠の拡大というところで特定技能実習生であったりとか、そういった方々の居住の場としても、こういった住宅を活用することは、一般の会社の方々は住宅を見つけるのに苦勞をされたりするところがあればそういったところの活用をしていいんじゃないかなというふうに考えているところなんですけれども。そこらの検討というのも今後されていくという認識でよろしいでしょうか

○建築住宅課長（侍園賢二君）

永水の小学校の山村留学の件につきましても、地域再生計画ということで計画を立てました。人口が減っている世の中であって、その中で永水小学校は山村留学というのを活用している。それで当時は、里親制度、親と子供だけ預けていたんだけど、なかなか、ちょっと、そういう時代でもなくなったので親子で来てもらうようになりましたと。その中でなかなか民間賃貸住宅が見つからないということがあって。一方では市営住宅が空いています。その中で市営住宅に住んでいただきましょうという計画を作ってますね、目標値を立ててやっているんですけども、同じように技能実習生の話ということになりましても、同じようにどれぐらいの人数がいて、どういう事情があって、その中で市営住宅が空いているんだというのをきちっと計画を、データをとって、計画を立てて実行して、先ほどの永水のそれもないですけど、国に認められてというところになれば可能かなと思います。実際、我々もそういうことについて、やはり、データとしてもっと調べるべきだろうなということもありまして、そういうのを調べてちゃんと計画に載せて、本来の入居者、公営住宅に入る入居者を阻害しない範囲でとってますので。実際、今見ていただいたように空き家があ

るわけですから、本来の入居者の入居を阻害はしていないということには当てはまると思いますので。ただ、どういう形でどういう人をターゲットにして入れるんだよというのをきちっと検討していきたいと思っています。

○委員（池田綱雄君）

今日、川内団地以下たくさん見せてもらいましたが、ああいう草刈りとかそういうものの管理を自治会と契約というかしている団地が川内団地のほかに幾らぐらいあるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今まで説明が悪かったかもしれませんが。基本的に自治会にお願いしている、どこと契約しているということではなくて市内の全団地の低木と草刈りについては自治会にお願いしているということです。

○委員（池田綱雄君）

造った当時、あるいは全室入居しているときと、現在もうほとんど半分ぐらいしか入居率がないと。そういうとのことは条件が違ってくると思うんですよね。だからそこ辺の考え方というのはですね、変えんといかんのじゃないかな。自治会だけにお願いしていいのかどうか、そこら辺の、これが持ち上がって、まだ時間がありませんので、検討されていないかもしれませんが、今後その辺を検討して、したらどうかなと思いますけどどうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

自治会の共益費ですね、電気、共用の電気代とか、浄化槽の点検費用ということに関しましては当時、満室だったので全部自治会にお願いしてたんですけども。入居者が減ってきて入居者の1割に、管理戸数の1割に空き家がある場合には、市のほうからその部分を補助していたりする制度を設けています。そういう形で、今回、草刈りに対してその制度は使ってないんですけども、やはり空き家が多くなってくると草刈りが大変になってくるということも分かりますので。今ちょっと考えているのは、そういう草刈りのスペースとかを少なくすることを、以前御意見があった、草を刈ってコンクリートとかアスファルトとかしてしまうとか、そういう形で草刈りのスペースを少しでも小さくして、入居者の負担を少なくする方法をちょっと考えていきたい。それを、定期的というわけじゃないんですが、今年はここをするとかっていう形でやっていけたらというところは考えていますが、予算のちょっと兼ね合いもありますのでその辺をちょっと検討していきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

今の入居者、若い人たち草刈り機なんか持っていないと思いますよ。あれを鎌で切れと言っても大変なことだと思います。だから、今、課長が言われたように、もう舗装してしまうとか、そうすれば、もうそういう必要はないわけですから、それもいい考えかなと思います。とにかく、今ああいう格好では、誰が見に行っても、何かこの、人が入っているような感じではありませんので、何か検討していただきたい。



○委員（徳田修和君）

先ほど植山委員のほうから、苦情等のところで質問がありましたけども、同じくその意見要望苦情というところで見せていただいて、率直にこの対応という部分で読むと解決してるものが一つもないんですけど。これって例えば苦情等が出てくるものは、苦情等が解消されるまで、追っていくような対応の計画であったりとかそういうのは指定管理のほうから出てくるのでしょうか。例えば、5番目の隣人の騒音等をとってということで、文書を作成してお持ちしますとか、うるさいので静かにしてくださいって文書1枚送って解決する問題ではないと思うような気もするんですけど。この動物関係も全てですけど。先ほど課長のほうからどうしても退去していただくような形をとったケースもございますということで御紹介あったわけですけども、こういった住民の方から意見や、要望、苦情が出た場合に解決まで追っていかけるのかどうなのか、そこの現状を少しいただければなど。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

解決まで追っていかけているところといけてないところがあるとは思いますが。特にこの近隣関係につきましては、一方はうるさい一方はそんなに音を立てていないというところがありまして、非常に、一方では私が言ったと言わないでくださいとかっていうのもあったりしまして、なかなか特に隣がうるさい上から言われたってというようなところについて、我々が間に入ったケースもあったりはしますが、我々が入ったところで私もちょっと、あと追ったりしてるんでなかなかこれが解決しづらい問題にはなっています。できるだけ、解決に、後を追うようにとか、いう話はしてまして、今までもこうやって配布しましたっていうのを市には伝えてなかったりとかっていうのがあるので、配布したら配布したと伝えてください、こっちに指導して解決したなら解決したと伝えてくださいという話はしておりますが、後まで追いかけた事例もありますしちょっと追いかけれないところも実際あるというのが事実です。

○委員（徳田修和君）

自治会と相談してとか、自治会等にちょっと聞き取りをしてっていうような形になってくるとは思うんですけど、こういう対応をどうしていくかってなるとですね。ただ、自治会とか先ほど言われたように、隣人トラブルっていうのは、やっぱりお互い、知られたくないわけですので、そのために、指定管理とか管理者がいるんだと思いますから、そこら辺ですね自治会の方々に頼るというよりは、指定管理のほうでしっかりと業者責任で対応していくような、そこと行政と連携をとってやっていくっていうような形をですね、ぜひ目指して、できるだけ苦情の解決に努めていただければなと。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します木村委員。

○委員（木野田誠君）

先般のこの指定管理者を決める委員会の際出たんですが、やはり、今日の梅之木の団地もでもそうですし、川内団地でもそうですけども、指定管理をしているけれども指定管理に対して執行部が

ちょっと甘いんじゃないかというような話が前のときもあったわけですね。今回もやっぱりそう思ったのはですね、確かに自治会と協定を結んでやってらっしゃいますけども、例えば川内団地にしても、梅之木の団地にしても、今日耳にしたのが指定管理者に草払いをお願いしてるということでも年に1回だというような話も聞いたんですけどその辺はどういうふうに、年に何回というようなことで、契約上はなっているのか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理者に草払いと契約をしているというわけではなくて、基本的には中高木の剪定をお願いしているのが、それと草刈りができないところの草刈りをしているということがあります。我々としては委託料、清掃する委託料をこちらからこれぐらいかかりますということで公募の段階で見ていただいてそれに対して対応していただいておりますので、ちょっと言い方あれなのですが予算の範囲内でやるしかなくてですね。ただ3年度の決算では清掃費の予算が、指定管理者も足りないというところでほかのところから予算を、自分の指定管理料の中でですね、流用したりしてやっていますので、草刈りの回数を増やしたり、高木の選定箇所を増やしたりっていうことに関しましては、予算を上げていかないとなかなかできないということがありますので、我々ができることとすればその予算をどれだけ確保できるかということになってくると思います。

○委員（木野田誠君）

前回の委員会ではやはりその辺がちょっとぬるいんじゃないかというようなことを感じたわけですが、今日見さしてもらって今おっしゃるように指定管理者が予算の関係でできないのであればそこはもう、はっきりと予算をある程度前もって組んでいただいて、自治会に頼ってもできないところはできないわけですから、そこら辺をやはり予算で組立てしていただいてですね、準備していただけたらと思います。それと、先ほど出ました技能実習生のための市営住宅の共用ということですけども、これは具体的に今、現実的に市営住宅を貸してもらえないのかなっていう業者もあるわけです。私も何年前から話したと思いますが、こういう具体性があるのであれば、即、話し合いをして国への許可申請とかそういうものはすぐに手順を踏むことができるのかお伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず、技能実習生につきましては、やはり、計画を立ててやった場合に本当に入居する人がいるのかというのをきちっと見定めないといけないので、それはちょっと、あらゆる団体とかいろんなところから情報を仕入れましてやっていく必要があると思っています。国のほうに申請を上げても、国のほうがちょっと、4か月に1回か半年に1回ぐらいの申請の受付になってきますので、その辺は国と連絡をとりながらやっていきたいと考えています。あと先ほど草刈りとかの予算の件なんですけれども、指定管理者にこれぐらいかかりますよというのは過去に我々のやっていた事例ですね、今は令和2年度からの指定管理を今、3年間やってますんでその以前の何年かの実績をもとに、草刈り費用がこれぐらいかかります修繕費用がどれぐらいかかりますというのをもとにやっています。ですから我々がやっていた頃と、ボリュームというか、やっていた業務量、草刈りやらそういうの

は変わらないのかなと思っております。予算を上げていかないといけないんですが、公営住宅は、住宅使用料で賄っておりまして、市財の投入を考えていないところでありまして、もっと上げるとなると、やはり一般財源を上げていかなければならない。そうなると、我々の問題だけではなくて市全体のバランスですね、税収が減ってきている中こっちに使ってほしいこっち使ってほしいというのがありますのでその辺もちょっと市全体で考慮していく必要があると考えています。

○委員（木野田誠君）

指定管理者等の関係でうまく話合いがいかないのであればそれは元に戻して直接管理しなさいよというような話になるかもしれないわけです。ですからその辺をうまくやるためには、ある程度の予算の組立てが必要じゃないかということでおっしゃってるわけです。私どももそういうふうなことにぜひしていただいて、自治会ばかりに頼る、負担をかけるじゃなくて、そういう方法でやっていただきたいということでもあります。技能実習生についてはですね先ほど言いましたとおりもう具体的に借りたいという業者があるわけですね実際。その場合スムーズに、先ほど永水の山村留学のことも話してもらいましたが、進めていただいてスムーズに許可がおりたわけですけど、そういう形ですぐそういう話に取組ますかということをお聞きしていただければと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

技能実習生については、そういうことで今後取り組んでいきたいと考えています。先ほどの予算の件につきましては予算を確保する件とできるだけ草刈りをする必要がある面積を減らしていくという二本立てで努力していきたいと考えています。

○委員長（木野田誠君）

委員長代わります。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時 4分」

「再開 午後 4時 5分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（塩井川公子君）

牧園の南牧場団地を見て、住宅を見て思ったんですが、日当たりがとてもよくてああいう場所が空き家になってるのがちょっともったいないなと思って。お金がかかるとおっしゃいましたがあそこは何かかならないかなと思いました。見に行って大変いい場所でした。近くにスーパーもあって、立地条件も大変いいんじゃないかなと思います。ああいうところはもったいないです。

○委員（徳田修和君）

市営住宅に関しましてはやはり委員長も質問の中でもされてきましたが、予算の見直しであったり、指定管理者との連携の強化というものを再度しっかりと取り組んでいただきたいという思い

がしました。

○委員（下深迫孝二君）

これだけ空き住宅が増えてきたということは、やはりこのままでは済まないわけです。そしてまた新しい住宅をまた壊して建てようとかってということもあるんですけど、しばらくはこの新しい住宅を建てないで、今空いてるところをうまく活用していくということをしなないと。管理費だけかかってですね、この先やはり大変じゃないのかなという気がいたします。それと、市営住宅が今これだけ空いてきだしたというのは、銀行あたりのゼロ金利や長期金利が安かったりして、若い人たちがやはり住宅をどんどん建てたりとかってということも影響してるんじゃないかという気がするんですけども。やはりもう少しきれいにして、お風呂などもですね、今、団地を区切って新しく設置をしているということでしたけれども、やはり入居していただくときに、新しいお風呂を市のほうでつけるというようなことになれば、入る人たちの負担も軽くて済むわけですから、そこら辺もやはり、申入れていっていただくべきじゃないのかなということを要望しておきます。

○委員（植山太介君）

先ほど質問をさせていただきましたが、ペット可の市営住宅がというところの件なんですけども、1棟全て空きがあるというような場所もあるわけなので、先ほどの答弁にもありましたがペットを処分するか退去するかその2択しかないのであれば、一応市としてもそういったペットを飼える市営も1棟ありますよというぐらいのですね。そのような議論をすることも必要なのではないのかなと思ったところです。

○委員（久木田大和君）

今回、見させていただいてやはり入居者の中には高齢者の方々で高層階については、なかなか不自由なので、低層階であれば住むとかというような条件等もいろいろあったと思います。今の時代に合わないというか、戸建てを建てる方々が多くなっているという現状なども含めて、先ほど技能実習生などのために利用の形態を拡充するというような提案をさせていただきましたけども、そこも含めて使いたい人がいるということであれば、そういったところに手が届くような制度の改正であったりとかそういったところも含めて検討する必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

○委員（池田綱雄君）

シールド工法についてですが、地下5、6mを掘削するというので、大変現場は散らかっているのかなというふうに想像しておりましたが、現地は非常にきれいに整備されて、そしてまた近所への気配り、騒音の問題とかあるいは土砂運搬についても、大変、気配りをしているということで非常に感心をいたしました。

○副委員長（鈴木てるみ君）。

私も植山委員と同様にペットも飼える市営住宅っていうのはとても需要があるんだと思います。そういう相談も実際受けております。先ほどの課長の説明では、次に入る人のことを配慮してとお

っしゃってましたが、ここの棟はペット専用の住宅というふうにすれば、多少高めに値段を設定してもですね、きっと需要はあると思いますしそこら辺やはり検討すべきではないかというふうに感じました。

○委員（前田幸一君）

先ほど南牧場住宅の件でちょっと褒めの言葉をいただいたんですが。旧牧園町としてはあそこに古い住宅がたくさんあるものですから、ほかにですね、そこの方々がもう、1、2件とかいう住宅もたくさんあるものですから集約という意味であそこに今お願いをしてるわけですが。今日はちょっと見ていただかなかったんですが、南住宅が一番端は2年前の火災でそのままの状況なんです。予算を組んだというがまだそのままなので近いうちにお問い合わせに行こうかなと思っております。空き家が火災になって、4軒続きで2軒入っててそのうちの1軒が燃えたと。あと1軒入ってるんですが、その方を、空き家のほうに移して壊すというようなことを聞いてたんですが。今日はちょっとそっちまで歩いてみてもらえなかったんで、また、今度、住宅課にそこを問合せをしていきたいと思います。環境整備という形で見た目も悪いですので今後もそういう整備をしていただければなどというふうに思いました。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時11分」

「再開 午後 4時14分」

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終わります。次に本日行いました所管事務調査に係る委員長報告について協議します。市営住宅の管理について及びシールド工法について委員長報告を行うかお諮りしたいと思いますがい意見はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

委員長報告をしていただいてやはり市営住宅等の要望をしっかりと伝えていただければと思います。

○委員長（木野田誠君）

ただいま報告をするべきとの意見が出ましたがほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので報告する事に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって報告する事に決定しました。それでは委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔委員長一任〕という声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次にその他として何かありませんか。

〔なし〕という声あり〕

ないようですのでこれで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時16分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

木野田 誠